

公益財団法人名古屋産業振興公社
中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この補助金は、名古屋市内（以下「市内」という。）の中小企業者が、就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）が、その事業に要する経費の一部を補助するとともに、セミナーの開催や個別相談を行うことにより、市内中小企業者の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助金 この要綱により公社が交付する補助金をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第2条第1項各号に規定する会社又は個人をいう。
- (3) 事業所 自ら行う事業活動の用に供する施設（事務所、工場、研究所、店舗、倉庫等）をいう。
- (4) 大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）で定義する中小企業者以外の会社をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社は除く。
- (5) カスタマーハラスメント 顧客等からの行為・言動のうち、社会通念上相当な範囲を超えた内容や手段・態様で行われるものであり、就業者の就業環境が害されるものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 中小企業者であり、みなし大企業でないこと。（発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者でないこと。）
- (2) 以下に定める項目のうち、交付の申請時点において、ア、イ及びウのすべてを満たしていること。ただし、下記に準ずるものとして公益財団法人名古屋産業振興公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める場合には、下記条件を満たしたものとして取り扱う。
 - ア 名古屋市新事業支援センターが実施するカスタマーハラスメント対策セミナーを受講済みであること。
 - イ 名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する相談を受けていること。
 - ウ カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明していること。
- (3) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (4) 交付の申請時点において、法人の場合は税務署に申告した直近の法人税確定申告書別表一の写し、個人の場合は税務署に申告した直近の所得税確定申告

書第一表（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る。）の写しを提出できること

- (5) 法人の場合は、本店として登記されている住所地が市内であること。
- (6) 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所及び主たる事業所が市内であること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- (10) 法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。
- (12) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (13) その他補助金を交付することについて、理事長が不適当と認める事由のないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 補助事業者が就業環境の改善を図るために実施する、カスタマーハラスメント対策を目的とした取り組みであること。
- (2) 事業の実施場所は市内の事業所であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費であつて、別表に掲げるもののほか、理事長が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、金額は、消費税及び地方消費税を除いたものとする。

2 補助事業の実施期間は、第9条に規定する交付決定の日から同年度の1月31日までとする。

（補助要件）

第6条 理事長は、補助事業者が補助事業について次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合に予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 補助対象経費の合計は、10万円以上であること。
- (2) 事業完了後、公社による設置確認の要請や成果報告の協力に応じること。
- (3) 管理用カメラや通話録音装置等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- (4) 管理用カメラや通話録音装置等の設置および運用にあたり、必要な法令や従業員や顧客等の個人情報保護等に配慮がされていること。
- (5) 補助事業を実施する期間中に同一の経費について、国等の他の補助金の交付対象となっていないこと。

- (6) 補助事業は前条第2項に規定する実施期間において契約し、履行するものであり、かつ当該期間中に全ての支払いが完了したものであること。
- (7) リースに関しては前条第2項に規定する実施期間内に契約し、契約始期日から実施期間の末日までを対象期間とし、実施期間内に支払いが完了したものを補助対象経費とすること。また、対象期間に1か月未満の端数が生じたときは端数を切り捨てとし、年額払い等の場合においては、月額に換算して計算すること。
- (8) 補助金の交付請求は公社が指定した期日までに実施すること。
- (9) その他補助金を交付することについて、理事長が不相当と認める事由のないこと。

(補助金の額)

第7条 補助対象者に交付する補助金の額は、次のとおりとする。

区 分	内 容
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助金額	5万円以上 30万円以内

- 2 補助金の額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てる。
- 3 第1項の補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減じて得た額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請は、理事長が指定する期間に公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出するものとする。

- (1) 公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付申請書 添付書類チェックリスト（様式第2号）
 - (2) 企業概要書（様式第3号）
 - (3) 補助事業計画書（様式第4号）
 - (4) 直近に提出した労働保険概算保険料申告書の写しと、労災保険加入証明の写し又は厚生労働省「労働保険適用事業場検索」結果の写し
 - (5) 補助事業に係る見積書の写し
 - (6) 法人にあつては、税務署に申告した直近の法人税確定申告書別表一の写し
 - (7) 個人にあつては、税務署に申告した直近の所得税確定申告書第一表（事業収入又は不動産収入の申告があるものに限る。）の写し
 - (8) 支援内容確認書（様式第5号）
 - (9) 従業員等へカスタマーハラスメント対策を実施することを表明したことを証する書面
 - (10) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請書提出方法は、代表者又は補助事業者内の担当者が名古屋市新事業支援センターへ原則として電子申請（交付申請期間必着）にて行うものとする。

3 補助金の交付の申請は、一補助事業者につき同一年度において一度のみとする。

(交付の決定等)

第9条 理事長は、前条に規定する交付の申請があったときは、その内容を精査の上、予算の範囲内で交付の決定及び不交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付の決定をするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）を補助金の交付の決定をした者に送付するものとする。

3 第1項の規定により不交付の決定をするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）を補助金の不交付の決定をした者に送付するものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付の決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実績報告を行うこと。

(2) 補助事業の内容及び経費配分を変更する場合（次項に規定する軽微な変更を除く。）においては理事長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない恐れや、補助事業の遂行が困難となる恐れがある場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業者が代表者、住所又は組織等を変更したときは公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金代表者等変更届（様式第8号）に必要な書類を添付して速やかに理事長に提出すること。

(6) この要綱の規定に従うこと。

(7) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項を遵守すること。

2 軽微な変更とは、補助金交付の目的の達成に支障がないと認められる補助対象経費の20%以内の変更とする。

3 前条の規定により交付決定通知を受けた補助事業者は、次の各号に定める書類を実績報告提出以前に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（提出日より3か月以内に発行されたもの）の写し

(2) 個人にあつては、本籍・続柄および個人番号の記載のない住民票の写し（提出日より3か月以内に発行されたもの）の写し

(3) 営業許可を受ける業種については営業許可証の写し

(4) 交付決定日以降に発行された市税に関する滞納がない旨の証明の写し

4 前項の書類の提出方法は、名古屋市新事業支援センターへ原則として電子メールによるものとする。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、前条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金事業変更承認申請書（様式第9号）に必要な書類を添付して理事長に提出するもの

とする。ただし、変更により補助対象経費が増額になった場合でも、補助金の額について交付決定し通知した金額からの増額は一切認めないものとする。

- 2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金事業変更承認通知書（様式第10号。以下「変更承認通知書」という。）で通知するものとする。

（申請取下げ又は中止（廃止）の承認）

第12条 補助事業者は、第10条第1項第3号に規定する承認を受けようとするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金申請取下げ・事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金申請取下げ・事業中止（廃止）承認通知書（様式第12号）で通知するものとする。

（実績報告）

第13条 第10条第1項第1号に規定する実績報告は、補助事業の完了後、理事長が指定する期間の間に公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金実績報告書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助事業実績書（様式第14号）
 - (2) 補助事業に係る経費等の発注書、契約書等の着手した日がわかる書類の写し
 - (3) 補助事業に係る経費等の納品書又は設置日がわかる書類の写し
 - (4) 補助事業に係る経費等の請求書の写し
 - (5) 補助事業に係る経費等の支払の事実を確認できる書類の写し
 - (6) 設置された管理用カメラや通話録音装置等の写真もしくは画像、またマニュアル等の場合は成果物が把握できるものの写し
 - (7) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告の申請方法は、名古屋市新事業支援センターへ原則として電子申請にて行うものとする。

（額の確定）

第14条 理事長は、前条の実績報告を受けたときは、申請内容について精査を行い、第10条に適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金額確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（交付請求）

第15条 前条の通知を受けた補助事業者は、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付請求書（様式第16号。以下「交付請求書」という。）により補助金を指定された期間の間に請求しなければならないものとする。

（交付）

第16条 理事長は、前条に規定する交付請求書を受けたときは、内容を確認した後、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第17条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により交付対象者へ通知する。また、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金返還請求書（様式第18号）により、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、やむを得ない事由で理事長が認める場合はこの限りでない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付の決定後に補助事業者が第3条及び第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 名古屋市の条例、関係法令等に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請等の不正の行為をしたとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (6) 交付決定後5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止したとき。
- (7) 交付決定後5年以内に、補助対象設備等を売却、譲渡、交換、名古屋市外に移設、貸付又は担保に供したとき。
- (8) その他補助の目的が達成されないと理事長が認めたとき。

(成果の報告等)

第18条 本事業の成果確認のため、補助事業者は、第13条に規定される実績報告を行った日の属する年度の翌年度より2年間、毎年3月末日までに公益財団法人名古屋産業振興公社中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金状況報告書（様式第19号）により、理事長の指定する方法で報告しなければならない。また理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について補助事業者に対し適宜報告を求めることができるものとする。

2 補助事業者は、理事長が事業の成果について公表するなど広く周知する場合は、協力するものとする。

(検査等)

第19条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(準用)

第20条 この要綱に定めのない事項については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）を準用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	内容
管理用カメラ導入費	・管理用カメラ ・設置費等
通話録音装置導入費	・通話録音装置 ・設置費等
謝金	・基本方針、基本姿勢、対応マニュアル等の作成のために必要な謝金として、依頼した士業に支払われる経費

※録画・録音データの確認用機器については、1申請につき1種類1台までを補助対象経費とする。